

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度

2024 年

年度回数

1

回/次

回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

株式会社富士山フューチャーセンター

団体代表者 役職・氏名

代表取締役社長 船橋仁

分類

法人番号

0900-01-081746

団体コード

申請団体の住所

山梨県富士吉田市新西原1丁目7番12号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

地域の持続的発展と継承の担い手のためのアントレプレナーシップ育成事業

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施）

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要

任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	地域の持続的発展と継承の担い手のためのアントレプレナーシップ育成事業	
	事業名（副）		
	団体名	株式会社富士山フューチャーセンター	コンソーシアムの有無
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2			
支援内容分野3			
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	④ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	④ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_11.住み続けられるまちづくりを	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	[Redacted]
_4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	[Redacted]
_12.つくる責任つかう責任	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	[Redacted]

I.団体概要

(1)設立目的・理念	172/200字
<p>当社は、富士山麓地域を基軸とした、都市とは異なる地方そして観光地ならではのオルタナティブを提唱し、持続可能な地域エコシステムの創造を目的に設立しました。</p> <p>地域に根付く文化・信仰・歴史を地域資本と捉え、地域価値の再定義からのリブランディング・商用化、また、地域の次なる担い手となるリーダー人材育成を通じて魅力ある地域としての発展を目指しています。</p>	
(2)団体の主な活動	199/200字
<p>当社は、地域に確かにある魅力を再定義し、国内外および地域内外の人々に、伝えたい・魅せたい地域の暮らしと風土の物語を綴っていくことで、地域のインタープリテーションとリーダー人材育成を行います。</p> <p>地域の方々と共に、人々の暮らしを未来へ繋げていきます。富士山麓地域においては観光エコシステムの構築を目指しています。</p> <p>主な事業活動は、①リーダーシップ育成、②集う場の構築、③リブランディング、の3要素です。</p>	

II.事業概要

				契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。	
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	富士山麓地域（山梨県・静岡県）
事業概要	<p>地域の持続的発展と地域に根付く文化や暮らしを次世代に継承するための地域のアントレプレナー人材を育成。地域価値を経済価値へ結びつくようにすることで、暮らしていくことのできる基盤をつくることを目指す。また、観光地における地域文化や暮らしを継承していくための時代に合わせた変化を創り出すことへの行動を後押しする。</p> <p>地域の文化継承の担い手は、任意団体であることが多く、活動の継続が困難であることも多くある。本事業を通し、地域の持続性や活性化における課題にアプローチしている団体を対象に、地域活性化と文化継承のための役割と機能強化を図る。</p> <p>そのため、1)アントレプレナーシップ育成事業、2)地域価値の再定義によるリブランディング事業、を中心に地域の担い手支援実施。</p> <p>本支援を通し、各団体が組織として強化され独自に動き出せる礎になることを目指す。</p>					
	367/800字					

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景 452/1000字

地域の活性化と発展、次世代に地域を繋いでいくためには、自分達が伝えたいストーリーはどのようなものか、どうしてなのか、集まり検討し、各団体が行動していくための原動力が実際に潤滑油を得て動き出すまで、骨太に支援する必要がある。特に有志の集まりを団体として組織体制を強化することもその過程では求められている。

観光立国日本を目指す中で、観光客の受入体制は地域の持続性・発展・文化継承・暮らしと観光のバランスにおいて、喫緊の課題と言える。

(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況 317/400字

観光資源や文化資産の維持保存として補助金を県や市は各団体に出している。また文化庁による交付金も一部文化継承団体には支給されている。
ただし、補助金を受取るに留まり、建物の維持保存といったインフラ設備投資に多くが使われているのが実態である。
中間支援団体は、地域住人が集まる場の提供を市町村と協力し行っている。また、地域の魅力は何かを場に出し合うワークショップは現存行っている。
地域の魅せ方としてどのように魅せるのか、何を伝えていくのか、地域住人と観光客の良いバランス作りからの共存といった、ソフト面への支援は依然薄く、地域住人による自助努力に任せられていることが多い。特に伝え方というインタープリテーションにおいては専門知識が薄い。

(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 413/400字

1)アントレプレナーシップ育成
地域で行動する人を後押しし伴走する。これにより、地域の活性化、地域を次の世代へと継承していく人材を輩出していく。
2)地域価値の再定義によるリブランディング
地域価値を伝承するためのストーリーテリングとインタープリテーション、事業づくりの基盤を輩出する。

⇒これらを実施することで、観光地における、地域と観光客の良い距離感をつくりだすことを目指すと共に、いついつまでも暮らし続けることのできる地域づくりを目指す。シビックプライドとしての文化・暮らしの継承に繋げていく。
⇒継承し発展するために時代に合わせた変化を読み、事業を興すことのできるきっかけとなる人材育成にも力を入れる。
⇒若者や子育て世代にとって魅力的な地域とは動き続けている動的な地域であり、何か自分でもできるかもしれないという期待を持つことができる地域である。その事業仕掛けづくり、活動するための組織基盤強化を共に行っていく。

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
地域価値の再定義によるリブランディングとインタープリテーション		インタープリテーション数		○	対外的に伝えるためのストーリーが無い、あるいはストーリーはあっても十分に活用されていない状態				インタープリテーションと地域プレイヤーによるストーリーテリングが実施できている状態	
行動する人材の輩出		アントレプレナーシップ育成ワークショップへの参加者数		○	アントレプレナーシップとは何かの理解形成				自ら地域価値の再定義とストーリーテリングや事業開発に向け行動している状態	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
地域価値を継承するために活動する任意団体の組織基盤強化		旅先案内人として行動している人の数		○			団体を構成するメンバーの意志で活動継続が可能な状態になっている状態	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間
町の各領域で文化歴史を継承し、地域活性化に取り組んでいる民間団体・個人が、旅先案内人として、地域の文化歴史を地域内外の人に伝承することで、消費観光から体験観光へと変化する。		2025年春から2027年冬

86/200字

(5)-5 インプット	
人材	地域で活動している人、観光客や旅人
資機材、その他	

(3) 支援ノウハウ 170/400字

持続的な企業価値向上モデル（4Dサイクル）に則り、「見出す」「伝える」を軸に支援を実施予定。
見出す：「知的資本の見える化」価値の源泉となる、独自の知的資本を可視化する。
伝える：「ステークホルダーコミュニケーション」実践で得た価値/成果を、次に向けた「価値創造ストーリー」として描き、ステイクホルダーの共感を生み出し、更なる巻き込みを図る

(4) 実施体制 81/400字

[Redacted]

(5) コンソーシアム利用有無 なし

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）

氏名	役割・役職	実績・資格等	
船橋 仁	代表取締役社長	2000年リクルートビジネスインキュベーション事業から独立し当社創業。知的資本経営の方法論を実践的に提供し、人的資本からの価値創造による企業再生、企業再編、新事業創生の数々の案件を成功させる。鐘紡、日立製作所、中外製薬、丸善CHI、LIXIL、東京電力等で志を共にした経営リーダーと数百名の人材育成に携わる。「変革の担い手の支援に心血を注ぐ」という信念により行動。	183/200字
清水	代表取締役会長	2020年6月から2021年6月の間、三井住友ファイナンシャルグループ取締役に就任。現在複数の国内外のファンドの顧問や実業会社の顧問を兼務。日本ひいては世界の環境・社会・企業統治に貢献するという各社のミッションの実現を支援。また、山梨県人会連合会会長、国連UNHCR協会理事などを務め地域経済の発展や日本の国際社会との協力を推進。	165/200字
瀬川 勲	取締役	総合商社にて、延べ8年間の海外駐在を含め、国際貿易、事業投資を担当。2005年人材派遣業大手の事業投資会社の取締役(後に代表取締役)としてレストラン、リゾートホテル、ゴルフ場、日本酒酒蔵等の事業再生や、技術ベンチャー等への投資を担当M&A・アライアンス事業に従事。	132/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	0/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	0/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 37/400字

ガバナンスやコンプライアンスはICMGグループの規定に則り報告体制を構築。

事前評価の目的

1. 目的

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が応募する活動支援団体として、活動支援対象団体に、十分な価値提供に資する団体であるのか評価する。

2. 評価スケジュール

令和6年11月～12月に実施

3. 評価実施体制

公平性を期すために自組織およびグループ会社のみならず AI を活用した評価を実施。

事前評価結果報告書

1. 組織情報

団体名：株式会社富士山フューチャーセンター
所在地：山梨県富士吉田市新西原一丁目7番地12号
設立年月日：令和6年5月30日
代表者名：清水喜彦、船橋仁
連絡先：080-9459-7282

2. ガバナンス・コンプライアンス体制

評価結果：良好

理由：当団体はガバナンスに関して明確な規約を定めており、運営方針や意思決定プロセスが透明性を確保しています。役員会議は定期的で開催され、遵守状況のレビューが行われています。また、法令遵守に関する教育プログラムを毎年実施しています。

改善点：より多様な視点を反映するため、外部有識者の意見を定期的に取り入れる仕組みを強化する必要があります。

3. 事業計画の妥当性

評価結果：妥当

理由：本事業の目標は、地域を担う次世代人材育成です。地域活性の源泉は活動する人にあることに着眼し、人を育て活動を続ける動機付けと組織強化を伴走支援することを

主要事業領域の一つとしています。また自らも地域で事業実施することを構想しており貢献は高いものと期待できます。

改善点：成果指標のモニタリング方法を精緻化し、中間レビューを追加することを検討することを推奨します。

4. 実施体制の適切性

評価結果：適切

理由：プロジェクトの実施に必要なスタッフが適切に配置されています。また、パートナー団体との協力体制も構築されています。

改善点：新規参加メンバー向けの研修プログラムを充実させることで、実施体制をさらに強化することが期待されます。

5. 財務状況

評価結果：評価不能

理由：設立1年未満であり、決算書等の財務諸表の作成が無いため評価対象外です。

6. リスク管理

評価結果：部分的に良好

理由：事業遂行上のリスクを特定し一定の対策を講じていますが、事業継続性の対策において改善の見込みが求められるものもあります。

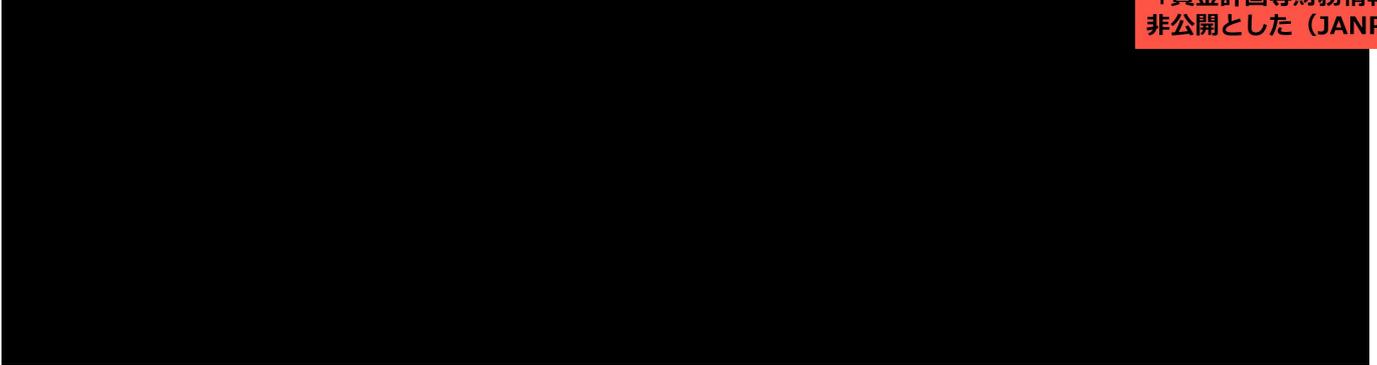
改善点：未対策のリスクについて対応策を検討し実行に移すことが推奨されます。特に、災害時の対応計画を強化する必要があります。

7. 総合評価

当団体の事前評価結果は、全体的に良好と判断されます。ガバナンス、実施体制、財務状況については大きな問題はなく、事業計画も妥当性が認められます。一方で、リスク管理において改善余地があります。これらの課題を踏まえ、事業遂行中のモニタリングを今後も強化していくことが期待されます。

事業期間	2025/04/01 ~ 2027/03/31	
活動支援団体	事業名	地域の持続的発展と継承の担い手のためのアントレプレナーシップ育成事業
	団体名	株式会社富士山フューチャーセンター

団体からの要請により
「資金計画等財務情報」は
非公開とした (JANPIA)



1. 事業費

[円]

2. 評価関連経費

[円]

[円]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	株式会社 富士山フューチャーセンター		
郵便番号	403-0017		
都道府県	山梨県		
市区町村	富士吉田市新西原		
番地等	一丁目7番地12号		
電話番号	080-9459-8282		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	無（準備中）	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2024/05/30		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シミズヨシヒコ
	氏名	清水喜彦
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	フナハシヒトシ
	氏名	船橋仁
	役職	代表取締役

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	無

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

役員名簿

[各欄の入力方法と注意点]

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
- ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなりま

[役員情報の第三者提供について]

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提供](#)します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
- ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、[上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認](#)してください。
- ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ

任意入力セ

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）
1	OK	シミズ ヨシコ	清水 喜彦						株式会社富士山フューチャーセンター	代表取締役				なし
2	OK	フナヒトシ	船橋 仁						株式会社富士山フューチャーセンター	代表取締役				なし
3	OK	セガワイチ	瀬川 勲						株式会社富士山フューチャーセンター	取締役				なし
4	OK	オオギシノリ	大岸 乃里子						株式会社富士山フューチャーセンター	監査役				なし
5	check!													

兼職はありません

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域の持続的発展と継承の担い手のためのアントレプレナーシップ育成事業
団体名:	株式会社富士山フューチャーセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む、以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※複数等
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役の監査に関する規程				
監査役及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社富士山フューチャーセンターと称し、英文では、Mt. Fuji Future Center Ltd. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 富士山麓地域における分散・周遊観光体験の構想と、より洗練された観光インフラによる新しい観光エコシステムの構想と構築に係る、下記の事業
 - ①観光資源との持続的な関わりを実現するクリーンなエネルギーインフラ構築（グリーンエネルギーインフラ事業）
 - ②各地域の多様な観光資源を味わいながら周遊移動を実現する複合的な交通インフラ構築（観光モビリティインフラ事業）
 - ③様々な観光資源と移動手段を有機的に統合し魅力的な周遊体験を実現するデジタルインフラ構築（観光デジタルシステム事業）
 - ④富士山麓地域の文化的・歴史的価値・資産（富士山巡礼など）や地域産品（織物、ワイン、ブドウ、ほうとう）などの抽出と商用化、ブランド化を通じた富士山麓地域に観光価値の継続的な磨き上げの企画・提案・実施のサポート
 - ⑤幅広いステークホルダーから事業目的に資する人材を輩出するためのリーダーシップトレーニングプログラム、ソーシャルイノベーションプログラムの企画・実施・フューチャーセンターの運用
2. 前号の事業に係る企画・コンサルティング業務
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山梨県富士吉田市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第25条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の数)

第30条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第33条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第37条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金2000万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第38条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第39条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	清水 喜彦
設立時取締役	船橋 仁
設立時取締役	瀬川 勲
設立時監査役	大岸 乃里子

(設立時の代表取締役)

第40条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	清水 喜彦
設立時代表取締役	船橋 仁

(発起人)

第41条 当会社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社ICMG
普通株式100株 金1000万円
東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社IWNC
普通株式70株 金700万円

清水 喜彦
普通株式30株 金300万円

(定款に定めのない事項)

第42条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社富士山フューチャーセンターを設立のため、発起人株式会社ICMG外2名の定款作成代理人である[REDACTED]は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年5月8日

発起人 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社ICMG
代表取締役 船橋 仁
発起人 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社IWNC
代表取締役 石川 博久
発起人 [REDACTED]
清水 喜彦

上記発起人3名の定款作成代理人

[REDACTED]

同一の情報の提供

提供の日付： 2024年5月28日

公証人： 09010010 藤井 理



所属法務局： 甲府地方法務局

公証役場： 甲府公証役場

甲府市北口1丁目3番1号

請求対象の登簿管理番号： 24-0901001002000816

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2024年5月28日

請求対象の処理公証人： 09010010 藤井 理

所属法務局： 甲府地方法務局

公証役場： 甲府公証役場

甲府市北口1丁目3番1号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを
証する。

履歴事項全部証明書

山梨県富士吉田市新西原一丁目7番12号
株式会社富士山フューチャーセンター

会社法人等番号	0900-01-018746	
商号	株式会社富士山フューチャーセンター	
本店	山梨県富士吉田市新屋五丁目1番1号	
	山梨県富士吉田市新西原一丁目7番12号	令和6年7月8日移転 令和6年7月12日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	令和6年5月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 富士山麓地域における分散・周遊観光体験の構想と、より洗練された観光インフラによる新しい観光エコシステムの構想と構築に係る、下記の事業 <ol style="list-style-type: none"> ①観光資源との持続的な関わりを実現するクリーンなエネルギーインフラ構築（グリーンエネルギーインフラ事業） ②各地域の多様な観光資源を味わいながら周遊移動を実現する複合的な交通インフラ構築（観光モビリティインフラ事業） ③様々な観光資源と移動手段を有機的に統合し魅力的な周遊体験を実現するデジタルインフラ構築（観光デジタルシステム事業） ④富士山麓地域の文化的・歴史的価値・資産（富士山巡礼など）や地域産品（織物、ワイン、ブドウ、ほうとう）などの抽出と商用化、ブランド化を通じた富士山麓地域に観光価値の継続的な磨き上げの企画・提案・実施のサポート ⑤幅広いステークホルダーから事業目的に資する人材を輩出するためのリーダーシップトレーニングプログラム、ソーシャルイノベーションプログラムの企画・実施・フューチャーセンターの運用 2. 前号の事業に係る企画・コンサルティング業務 3. 前各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	

山梨県富士吉田市新西原一丁目7番12号
株式会社富士山フューチャーセンター

役員に関する事項	取締役 清水喜彦
	取締役 松橋仁
	取締役 瀬川勲
	代表取締役 清水喜彦
	代表取締役 松橋仁
	監査役 大岸乃里子
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和 6年 5月30日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年11月 1日

甲府地方法務局
登記官

中根浩之

